

【夏合宿 第一問】

被告人 X は、甲県・乙府を本拠地とする 3 代目 P 組組長兼 5 代目 Q 組若頭補佐の地位にあり、配下に総勢約 3100 名余りの組員を抱えていた。P 組には、X を専属で警護する「スワット」と呼ばれるボディガードがいて、彼らは、襲撃してきた相手に対抗できるように、けん銃等の装備を持ち、X が外出して帰宅するまで終始 X と行動をともにし、警護する役割を担っていた。X は以前からスワットを伴って頻繁に上京し、その際には、A(P 組 R 会会長)が接待と警備の責任者を務めていた。X は、遊興等の目的で上京することを決め、スワット 4 名(B・C・D・E)は A と連絡を取り合い、X の上京の準備をした。平成 24 年 12 月 25 日夕方、X は B・C を伴って丙空港に到着し、A 及び先に新幹線で上京していたスワット D・E の出迎えを受け、次のような隊列を組んで車両で移動した。先導車には A と D・E が乗車した。X が乗車する車には X と B・C が乗車し、X は乙府から持ってきた防弾盾が置かれた後部座席に座った。スワット 4 名は各自実包の装てんされたけん銃 1 丁を携帯して乗車していた。以上のけん銃と実包は、平成 24 年 8 月 28 日に Q 組若頭が狙撃され、殺害される事件があったことから、X への襲撃を警戒したスワットが準備しておいたものである。X らは、翌 26 日午前 4 時過ぎころ、最後の遊興先の飲食店を出て宿泊先に向かうことになり、ホテルに向かって出発したが、警察官らが途中の路上で車列に停止を求め、各車両に対し、あらかじめ発付を得ていた搜索差押許可状による搜索差押えを実施し、けん銃 4 丁等を発見・押収した。

B～E に銃砲刀剣類所持等取締法違反が成立するとして、X の罪責について論ぜよ。

参考判例：最高裁平成 15 年 5 月 1 日第一小法廷決定